

平成 29 年 11 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

第1号議案	農地法第3条許可申請	1 件	田 畑	2,547.00 m ² m ²
第2号議案	合意解約	5 件	田 畑	9,162.00 m ² 0.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	2 件	田 畑	146.00 m ² 0.00 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	9 件	田 畑	11,210.00 m ² 3,224.59 m ²
第5号議案	非農地証明願	0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	1 件	田 畑	1051.00 m ² 0.00 m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	16 件	田 畑	22,762.00 m ² 3,812.00 m ²
第8号議案	(イ)農地法第5条の規定によ	1 件	田 畑	400.00 m ² m ²
第9号議案	坂出農業振興地域整備計画	1 件		
合 計		36 件	田 畑	47,278.00 m ² 7,036.59 m ²

会 議 名	2 9 年 1 1 月 定例会		
日 時	平成29年11月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠
会 長 11 中村康男	○
会長職務代理 2 大原眞路	○

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
事務局長 細川英樹	○	次長 岡崎伸一郎	○
事務局長補佐 藤井良清	○	書記 坂上祐美	○

農 業 委 員	
氏 名	出 欠
1 木下得代	○
3 三木洋一	○
4 川田一博	—
5 吉田宏明	○
6 山下恭生	○
7 松下良夫	○
8 井上賀博	—
9 岡野孝文	○
10 村井孝彦	○
12 藤本俊彦	—
13 宮本賢一	○
14 猪熊幸雄	○
15 國重幸代	○
16 穴吹秀雄	○
17 梶野和幸	○
18 大西和男	○

18名中 15 名出席

欠席届出 井 上 賀 博
川 田 一 博
藤 本 俊 彦

傍聴推進委員 河 合 茂 夫
三 野 久 米 吉
大 西 正 修

定 例 会 議 事 録

1. 日 時 平成29年11月20日(月) 午前 9時～

2. 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室

3. 議 案 1) 農地法等許可申請について
2) その他

事 務 局 長 おはようございます。

今季1番の寒波が押し寄せてまいりました。大変お寒いなか皆さんには
申し訳ありませんありませんが、ただいまこの会場の空調設備は使えません。

合同庁舎4階の空調設備の改修により工事自体は完了したようですが
点検が終わっていないようです。

それでは定刻がまいりましたので、ただいまより 11月の定例会を開催
いたします。

事 務 局 長 本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案
まで 合計 36 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中 15 名の出席を頂いており、定例会が
成立していることをご報告いたします。

また、 4番 川田 委員さん、8番井上委員さん、12番藤本委員さん
から欠席の連絡をいただいております。

事 務 局 長 それでは、坂出市農業委員会会議規定により
大原会長職務代理 に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

大 原 会 長
職 務 代 理 おはようございます。

今年は雨が多く本日も天気が悪いですが、麦の種まきやブロッコリ等の
植え付けは例年どおり行われているようでございます。

先ほどの細川事務局長の話にもありましたが、急に寒波が参りまして
東北や北海道では大変な状況のようです。

そんななか委員の皆様におかれましては、お忙しいところ早朝よりご出席

いただきまして、ありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を

5番 吉田 委員さんと

9番 岡野 委員さんの お二人をお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

18番 大西 委員さん

1番 木下 委員さん

3番 三木 委員さんと 私で、先週11月17日(金)に

実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたい
と存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

大 原 会 長
職 務 代 理

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」1件を

議題に供します。 事務局の説明を求めます。

坂 上 書 記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」について
ご説明いたします。

1 番、・・・、面積 2,217㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、第2号議案の2番と関連しており、譲受人が経
営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件1件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、
農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項
各号には該当しないので許可相当と考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

大 原 会 長
職 務 代 理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】 の声あり

大 原 会 長
職 務 代 理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条
許可申請」1件 につきましては、原案どおり承認とさせて
いただきます。

大 原 会 長
職 務 代 理

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」 5件を
議題に供します。 事務局の説明を求めます。

坂 上 書 記

それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」
について、ご説明申し上げます。

1番、…、面積 769㎡【議案読み上げ】

2番、…、面積 2,217㎡【議案読み上げ】

本件は、第1号議案 1番と関連しております。

3番、…、面積 2,614㎡【議案読み上げ】

4番、…、面積 742㎡【議案読み上げ】

5番、…、面積 971㎡【議案読み上げ】

以上です。

大 原 会 長
職 務 代 理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

梶 野 委 員

3番について借受人の労力不足で解約するそうですが、所有者はまんのう町の人ということで
今後の耕作等の方針についてどのようになるのか具体的なことは決まっていますか。

坂 上 書 記

今後の方針について具体的なことは聞いておりません。

大西推進委員

ちょっといいですか。

大 原 会 長
職 務 代 理

はいどうぞ。

大西推進委員

この農地は私の自宅の前にあるのですが、昨日たくさんの方が見に来ておられたようです。
ただ、どういった関係の方かはわかりません。
また、借受人は体調を悪くしたので解約したようです。

梶 野 委 員

私の地元の林田地区もそうなんですが、良い農地が多いのですが同じように
耕作者が減っていつているのが現状です。

大 原 会 長
職 務 代 理

その他に何かありませんか。

猪 熊 委 員

すいません、5番の農地ですがどのあたりの位置にある農地ですか。

坂 上 書 記

合意解約については位置図の添付を求めているため場所については把握しておりません。

猪 熊 委 員

わかりました。

大 原 会 長
職 務 代 理

その他に何かありませんか。

各 委 員

【異議なし】 の声あり

大 原 会 長
職 務 代 理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条
合意解約」5件 を受理し、処理してまいります。

大 原 会 長
職 務 代 理

続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件を
議題に供します。
事務局の説明を求めます。

岡 崎 次 長

第3号議案「農地法第4条許可申請」 2件 について、ご説明いたします。

1 番、・・・、面積78㎡ 【議案読み上げ】

申 請 地 加茂町 字 下所 市立加茂小学校の東 約20mに位置

無断転用の有無 有

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 昭和47年に隣接宅地に自己住宅を建築した際に

建物や庭の一部が本申請地にも及んでしまっていたことが今般判明。

そのため無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況より第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、

周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

2 番、・・・、面積68㎡ 【議案読み上げ】

申請地 府中町 字 綾坂 香川大学教育学部附属養護学校から北に約30m、
国道11号線から南西へ約150mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 農業用倉庫 用地

申請理由 今年3月に相続手続きを行った本申請地は、昭和63年頃より、
農業用倉庫用地として利用していたが無断転用であることが判明。

そのため無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況より第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、

周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

申請者は農地法5条による太陽光発電による農地法5条申請を同時に申請。

以上です。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可
申請」2件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して
県へ進達することと致します。

大原会長
職務代理

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」9件を議題
に供します。

なお、第4号議案の 4番、5番、6番、7番、8番 については
現地調査を実施しておりますので 18番 大西 委員 さんと
1番 木下 委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

〔現調委員〕

〈現地調査報告〉

大西委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」のうち4番、5番、6番
の現地調査報告をさせていただきます。

4 番、・・・、面積400㎡ 【議案読み上げ】

神谷川に架かる神谷川橋から神谷川沿いを 南へ 約200m

河川管理道 沿い に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 貸駐車場 用地

申請理由 譲受人は、兄と共同経営により物流運送業を営んでいる。

現在、会社の敷地が手狭となっており、従業員用の駐車場用地を探していたところ、

会社から近距離にある本申請地の話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への

影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 本申請地は、平成25年1月25日に譲受人により農地法第5条許可を

受けているものである。

5 番、・・・、面積966㎡ 【議案読み上げ】

城山川に架かる北山橋から北東に約150m県道 城山川津線189号沿い、

国道11号線金山トンネルの東側入口から南に約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 太陽光発電売電事業拡大のため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への

影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電を目的とした事業の場合に必要な、経済産業省の

設備認定書類、電力会社との関連書類の提出がある。

6 番、・・・、面積3,187㎡ 【議案読み上げ】

国道11号線金山トンネルの東側入口から南に 約100mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 太陽光発電売電事業拡大のため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への

影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 登記地目は山林となっているが、農地法第3条による賃貸借の履歴が

あるため、農地として取り扱うことについて県農政課担当者と協議済。

太陽光発電を目的とした事業の場合に必要な、経済産業省の設備認定書類、

電力会社との関連書類の提出がある。

転用面積が2,000㎡を超えるため隣接農地関係者同意書の提出もある。

以上です。

大 原 会 長
職 務 代 理

ありがとうございました。

続けて、木下 委員 さんお願いします。

木 下 委 員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」のうち7番、8番
の現地調査報告をさせていただきます。

7 番、・・・、面積2,971㎡ 【議案読み上げ】

綾川に架かる綾坂橋から北西へ 約100m 県道33号線から東に約80m に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人は、生活を安定させるために太陽光発電による売電収入を得ようと

考えていた。譲渡人も農業後継者がおらず、また、老後資金のために農地

の処分を考えていた。そうしたところ双方の話がまとまり本申請に至ったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への

影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

太陽光発電を目的とした事業の場合に必要な、経済産業省の設備認定書類、

電力会社との関連書類の提出がある。

転用面積が2,000㎡を超えるため隣接農地関係者同意書の提出もある。

8 番、・・・、面積5,964㎡ 【議案読み上げ】

府中町 字 綾坂 香川大学教育学部附属養護学校から北に約30m、

国道11号線から南西へ約150mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 事業拡大により安定した収入を得るために太陽光発電事業を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への

影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

太陽光発電を目的とした事業の場合に必要な、経済産業省の設備認定書類、

電力会社との関連書類の提出がある。

転用面積が2,000㎡を超えるため隣接農地関係者同意書の提出もある。

以上です。

大 原 会 長
職 務 代 理

ありがとうございました。

大 原 会 長
職 務 代 理

ただいま 大西 委員 さん、木下 委員 さんより 現地調査の報告が
ございましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

岡 崎 次 長

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」について
ご説明をさせていただきます。

4、5、6、7、8番については、概ね委員さんの現地調査のとおりであります。

補足としまして、4番につきましては許可後の承継を伴うものであり、8号議案でも説明いたします。

1 番、・・・、面積330㎡ 【議案読み上げ】

国道11号線 上氏部の三叉路から南に約へ 約600m、綾川から

東へ約600mに 位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 現在、賃貸住宅に居住している本申請地の所有者の孫である

譲受人が、使用貸借により自己住宅を建築するものである。

本申請地の所有者である祖母が高齢となったため、近くに居住し

身の回りの世話をすることも併せて考えているため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への

影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2 番、・・・、面積239㎡ 【議案読み上げ】

市立白峰中学校から北へ 約300m、神谷川に架かる高屋橋から南へ

約300m に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 現在は賃貸住宅に居住しているが、子供の成長のより手狭と

なったこと。また、妻の両親宅からも近いことや本申請の併せ利用地を

父親が所有していることから本申請地に自己住宅を建築することを計画

したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への

影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3 番、・・・、面積14㎡ 【議案読み上げ】

市立白峰中学校から北へ 約300m、神谷川に架かる高屋橋から南へ

約300m に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 現在は賃貸住宅に居住しているが、近々、子供が生まれる予定

あることから手狭になること。また、両親宅の隣接地であり、現在、譲受人が

本申請の併せ利用地を所有していることから本申請地に自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への

影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

9 番、・・・、面積363.59㎡ 【議案読み上げ】

権吉川から西へ 約50m 市道京町江尻線沿いに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 貸駐車場 用地

申請理由 譲受人の親が所有するテナントビルの入居者から、駐車場がなく

困っているとの要望があった。資金面の関係から親に代わってテナントビルの

隣接地を貸駐車場として造成することを計画し、土地の所有者と話がまとまったため。

農地の区分 第3種農地(第一種住居地域)に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への

影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 テナントビルの所有者である申請者の親との貸借契約書の提出もある。

以上です。

大 原 会 長
職 務 代 理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案について

なにかご意見・ご質問等はありませんか。

三 木 委 員

ちょっと、1ついいですか。4番の案件なんです8号議案に承継を伴う事業計画の申請がありますが

譲渡人がここで事業を出来なくなった理由はなんですか。

岡 崎 次 長

もともと自己住宅の建築をするということで許可を受けておりました。

申請時には資金証明書の添付もあり事業を行うことは可能でありましたが、その後、

何らかの理由により資金が準備できないということになってしまったようです。

三 木 委 員

わかりました。

大 原 会 長
職 務 代 理

その他に何かありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大 原 会 長
職 務 代 理

特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」9件について、原案通り承認し、うち6件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、6、7、8番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、11月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

大 原 会 長
職 務 代 理

続きまして、第6号議案「農地改良に係る届出」1件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

藤井事務局長補佐

それでは第6号議案 農地改良にかかる届出についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1,051㎡ 【議案読み上げ】

申請地は、高松自動車道下り線府中湖パーキングエリアより南へ 約850m、府中町打越公民館より南西に 約200m に位置しており、届出地には過去にもすももを植え収穫していたが、現在は荒れた状態になっている。今回、過去に栽培していたすももの木を撤去し、粘性土の土壌を切り取り山土に変える土壌改良を行い、再び果樹(すもも)を栽培するため農地改良の届出を行ったものである。
期間が6ヶ月以内であり、工事を請け負う(有)鴨工業との工事請負契約書の写しも添付済みである。
但し、期間が6ヶ月を超えるようであれば、農地転用に切り替える必要がある旨、代理人に説明済みである。

以上です。

大 原 会 長
職 務 代 理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

山 下 委 員

農地改良というのは砂を入れる場合も農地改良で届出する必要がありますか。
どうい場合が農地改良になりますか。

藤井事務局長補佐

通常であれば多少の土の入替えてあれば農地改良届は出してもらっていません。
ただ、今回の場合は1.75mを掘り下げることによって周辺からも何をしているのかといった
問い合わせがあると思われます。
そういった大規模な場合には届出を出していただいております。

山 下 委 員

わかりました。

大 原 会 長
職 務 代 理

その他に何かありませんか。

梶 野 委 員

最大1.75mで最小が0.00mとなっておりますが、これは法面のところを水平にすると
ということですか。

藤井事務局長補佐

法面から離れたところで掘りますので全く掘らないところも出てくるということです。
1mほど法面から離すことで法面が片側から崩れることを想定しているためだと思われ、
そのため0.00mのところもあるということだと思います。

大 原 会 長
職 務 代 理

その他に何かありませんか。

各 委 員

【異議なし】 の声あり

大 原 会 長
職 務 代 理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農地改良に係る届出」1件に
について、原案どおり受理し処理してまいります。

大 原 会 長
職 務 代 理

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」16件を
議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

坂 上 書 記

それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」について
説明をさせていただきます。
今月は新規に農地の貸借をする案件が6件、更新が7件、
再設定が3件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締

結が4件となっております。

以上、農用地利用集積計画書16件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用
集積計画書」16件について、原案通りこれを受理し、処理して
まいります。

大原会長
職務代理

続きまして、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の
承継を伴う事業計画変更」1件を議題に供します。

岡崎次長

それでは、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の
承継を伴う事業計画変更」1件について説明をさせていただきます。
1番、・・・、面積400㎡ 【議案読み上げ】
承継前の転用事業者が転用事業を遂行できない理由
経済的な理由から自己住宅を建築することが困難となったため
現在の土地の状況
現地調査および申請書から承継前の許可により、現況は耕作はしていないが
管理状態の畑と思われる。
以上です。

大原会長
職務代理

事務局の説明がございましたが、第8号議案(イ)についてなにか
ご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大 原 会 長
職 務 代 理

特にご異議もないようですので、第8号議案(イ)「農地法第5条の
規定による許可後の承継を伴う事業計画変更」1件 について、
原案どおり承認いたしたいと思います。

大 原 会 長
職 務 代 理

続きまして、今月は農政部門の第9号議案がございますので、9号議案の
「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」1件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 長

それでは第9号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」
について説明をさせていただきます。
本件は「農業振興地域の整備に関する法律」により定められた 農用地からの
除外申請が1件、坂出市に提出され農業委員会の意見を求められております。
議案の14ページをご覧ください。

議案に基づき説明

・・・ 以上で説明を終わります。

大 原 会 長
職 務 代 理

事務局の説明が終わりましたが、第9号議案「坂出農業振興地域整備計画
変更の事前協議」について 何かご意見・ご質問等はございませんか。

各 委 員

【異議なし】 の声あり

大 原 会 長
職 務 代 理

特にご異議もないようですので、第9号議案の「坂出農業振興地域整備計画
変更の事前協議」につきましの審議はこれで終了いたします。
農用地からの除外申請 1件について、除外はやむを得ないものとして坂出市に
回答することいたします。

大 原 会 長
職 務 代 理

以上で、本日の農地法等許認可申請として提出された議案及び農政部門として
提出された議案の審議を終了いたします。
その他の案件として、事務局の方で何かありましたらお願いいたします。

事 務 局 長

※農業委員手帳・全国農業新聞のカレンダー配布
※11月27日(月) 13:30～ 農業委員・推進委員研修会 於 丸亀市アイレックス

※来月の定例会に「活動日誌」の提出依頼

※来月に全体会議を開催予定

大 原 会 長
職 務 代 理

それでは、これもちまして 11月の 定例会を閉会致します。

お寒いなかご審議をいただき、ありがとうございました。

9時55分終了

平成29年11月20日